

# 北九州市における食品ロス及びレジ袋削減に向けた取組に関する協定

## 参加事業者 募集要項

平成30年1月

北九州市環境局

# 北九州市における食品ロス及びレジ袋削減に向けた取組に関する協定 参加事業者募集要項

北九州市では、「北九州市における食品ロス及びレジ袋削減に向けた取組に関する協定」を締結していただける事業者を募集します。

本募集要項の各事項をご承知の上、ご応募ください。

## 1 協定概要

### (1) 目的

行政、市民団体、小売事業者間で協定を締結し、三者間の連携による「食品ロス及びレジ袋の削減」に向けた統一的な取組を実施することで、循環型社会の形成等を推進する。

### (2) 協定内容

協定内容は別に定める。なお、協定内容はすべての参加事業者同一のものとするため、事業者ごとに内容の変更は行わない。

### (3) 協定参加者

事業者、市民団体（2団体）、北九州市

※市民団体：北九州市環境衛生総連合会、北九州市消費問題婦人協議会

## 2 応募要件

次の要件をすべて満たす小売事業者に限り応募することができる。

(1) 北九州市内に本店又は支店・営業所等があること。

(2) 食品ロス削減の取組を推進するとともに、レジ袋の無料配布を行わないこと。

(3) 協定締結後、食品ロス削減に係る取組状況およびレジ袋お断り率を報告できること。なお、報告方法、様式については別に定める。

(4) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（以下、「暴対法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）、暴力団員（暴対法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）又はこれらの者と密接な関係を有する者でないこと。

(5) 公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体又は公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体に属するものでないこと。

## 3 応募手続

応募手続きは別に定める。

#### 4 協定の締結

応募者ごとに調整を図り、協定を締結する。

なお、協定締結は申込書に記載された名義で行う。

#### 5 その他

(1) 協定締結の手續に関する一切の費用については、応募者負担となる。

(2) 応募要件を満たさない場合、又は応募に必要な書類等が未提出の場合は、応募を認めない。

(3) 協定締結後に社名や店舗等の変更がある場合は、変更内容について報告すること。なお、報告方法や様式については別に定める。

#### 6 問い合わせ先

〒803-8501 北九州市小倉北区城内1番1号

北九州市役所本庁舎10階

北九州市環境局 循環社会推進部 循環社会推進課

TEL (093) 582-2187

FAX (093) 582-2196

E-Mail : kan-junkan@city.kitakyushu.lg.jp